

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

平成28年度保険料のお支払いと保険証（被保険者証）の一斉更新について

## ◆保険料のお支払い方法

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

**「口座振替」を希望される方は、住民課町税グループへお申し出ください**

（お申込みに必要なもの：ご本人の保険証・お支払いする口座の預金通帳とお届け印）

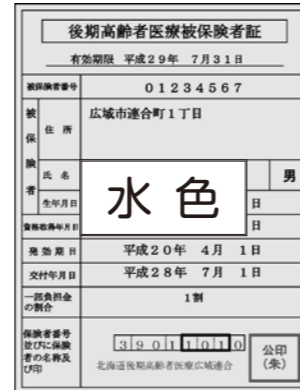
- 「年金からのお支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、お申し出の時期により異なります。
- 税申告の際の「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。  
（年金からのお支払いの場合、お支払いいただくご本人の社会保険料控除の対象になります）

## ■保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成28年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、水色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成29年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、住民課戸籍保険グループまでお申し出ください。



## ■減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

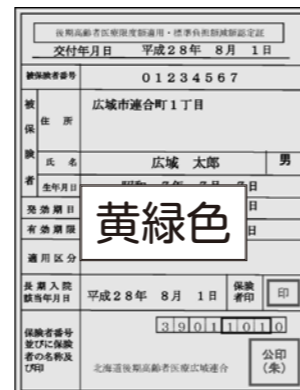
現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成28年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証を交付しますので、8月1日からは黄緑色の減額認定証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、住民課戸籍保険グループへ申請してください。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

|     |                                               |
|-----|-----------------------------------------------|
| 区分Ⅱ | ○世帯全員が住民税非課税である方                              |
| 区分Ⅰ | 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方               |
|     | ○世帯全員の所得が0円の方<br>（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方） |
|     | ○高齢福祉年金を受給されている方                              |



## ■医療費通知を全受診者へ送付します

これまでは希望者にお送りしていましたが、平成28年9月送付分より全受診者（平成28年1月～6月に受診された方）にお送りします。なお、発行時期は従来の9月と翌年3月に変更ありません。

【イメージ図】

| 受付年月   | 診療を受けた医療機関等 | 医療区分 | 日数 | 医療費総額  | 自己負担額 |
|--------|-------------|------|----|--------|-------|
| H26年1月 | ○〇病院        | 医科外来 | 1  | 18,000 | 1,800 |
| H26年2月 | ××薬局        | 調剤   | 1  | 10,000 | 1,800 |
| 合計     |             |      |    | 28,000 | 2,800 |

※確定申告（医療費控除）の際の添付資料としては使用できません。  
※この通知は皆さんの受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。

## ◆医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- インフルエンザ予防や健康診査など、皆さんの健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
- 診療日数などに間違いがないか確認しましょう。

## ■問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合  
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階  
☎011-290-5601

住民課戸籍保険グループ  
☎76-2130

## ■対象者

- ・75歳以上の方（誕生日から資格取得）
- ・65歳以上75歳未満で、寝たきりなどの障がいがあると認定された方

## ■7月に保険料額をお知らせします

平成28年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

≪保険料の計算方法≫

|                                    |   |                                                         |   |                                             |
|------------------------------------|---|---------------------------------------------------------|---|---------------------------------------------|
| <b>均等割</b><br>【1人当たりの額】<br>49,809円 | + | <b>所得割</b><br>【本人の所得に応じた額】<br>(平成27年中の所得-33万円) × 10.51% | = | <b>1年間の保険料</b><br>【限度額57万円】<br>(100円未満切り捨て) |
|------------------------------------|---|---------------------------------------------------------|---|---------------------------------------------|

- 1年間の保険料の上限額は57万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

## ◆保険料の軽減

### ①均等割の軽減（年額）

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和26年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

| 所得が次の金額以下の世帯                               | 軽減割合   | 軽減後の年間均等割額   |
|--------------------------------------------|--------|--------------|
| 33万円かつ被保険者全員が所得0円<br>（年金収入のみの場合、受給額80万円以下） | 9割軽減   | 【年額】 4,980円  |
| 33万円                                       | 8.5割軽減 | 【年額】 7,471円  |
| 33万円 + (26万5千円 × 世帯の被保険者数)                 | 5割軽減   | 【年額】 24,904円 |
| 33万円 + (48万円 × 世帯の被保険者数)                   | 2割軽減   | 【年額】 39,847円 |

### ②所得割の軽減

- 被保険者個人の所得で判定します。

| 所得が次の金額以下の方            | 軽減割合 |
|------------------------|------|
| 所得から33万円を引いた額が58万円以下の方 | 5割軽減 |

### ③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。
- ※被用者保険とは、協会けんぽなど、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません。

## ◆保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、住民課町税グループへご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。